

家庭ごみ有料化制度の検証結果について  
(平成29年度)

平成31年2月

東久留米市環境安全部ごみ対策課

## はじめに

東久留米市では、平成28年2月に東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画を策定し、平成29年7月より、小型廃家電類を除く全品目の戸別収集をはじめ、10月より、市の指定収集袋による家庭ごみの有料化を実施して1年あまりが経過した。

家庭ごみ有料化については、「ごみの減量」、「公平な負担」、「ごみに対する意識の向上」を図ることを目的として、これまでのごみの減量化、資源化の取組みの検証結果を踏まえ、更なる取組みを全市的なものとしていくための新たな効果的な手段として、戸別収集を前提とした分別排出がしやすい収集方法を構築し実施したところである。

平成29年度は29年10月から30年3月までの期間において家庭ごみ有料化が実施され、半年間の実績となるが、その他の資源物などを含めた総量では、対前年度比較では、約3%の減少となったが、今回、排出抑制の効果、再生利用促進の効果、市民の意識改革、不適正処理や不法投棄の防止など制度の実施状況やその効果について、平成29年度の検証結果を報告するものである。

## 1. 排出状況について

### (1) ごみと資源物の行政収集量の増減

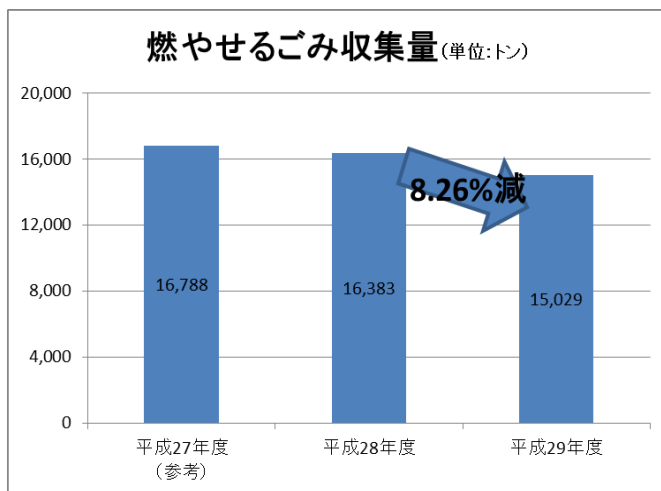
下表の表に示すとおり、平成29年度は家庭ごみ有料化については、平成29年10月から平成30年3月までとなるが、平成28年度と平成29年度について比較を行った。

ごみと資源物の行政収集総量（市で収集したごみと資源物の総量）は、約3%の減少となった。  
 なお、平成28年度10月から燃やせるごみと布類の戸別収集を実施したことから、参考値として平成27年度の行政収集量についても示している。

(単位：トン)

品目	平成27年度 (参考)	平成28年度 ①	平成29年度 ②	①と②の 増減	①と②の 増減率(%)
燃やせるごみ	16,788	16,383	15,029	-1,354	-8.26
燃やせないごみ	2,135	2,206	2,138	-68	-3.08
粗大ごみ	60	77	93	16	20.78
有害ごみ	37	36	41	5	13.89
ごみ量小計	19,020	18,702	17,301	-1,401	-7.49
資源物(行政回収)	6,010	6,092	6,768	676	11.10
うち、容器包装プラスチック	1,443	1,494	1,739	245	16.40
資源物量小計		6,092	6,768	676	11.10
<b>行政収集総量(ごみ量+資源物量)</b>	<b>25,030</b>	<b>24,794</b>	<b>24,069</b>	<b>-725</b>	<b>-2.92</b>

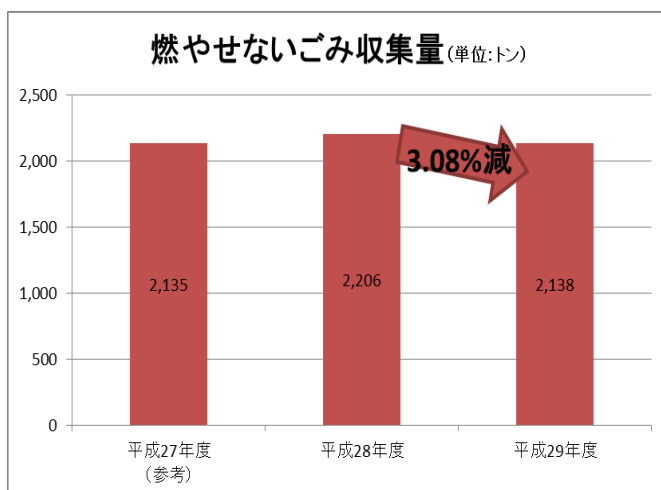
※出典：多摩地域ごみ実態調査（平成29年度統計）より



**燃やせるごみ**は、約8%の減少となった。

平成28年度と比較して、有料化を実施して半年間の実績となるが、これまで燃やせるごみに捨てられていた紙・布類や剪定枝などへの分別排出が進んだことによるものと考えられる。

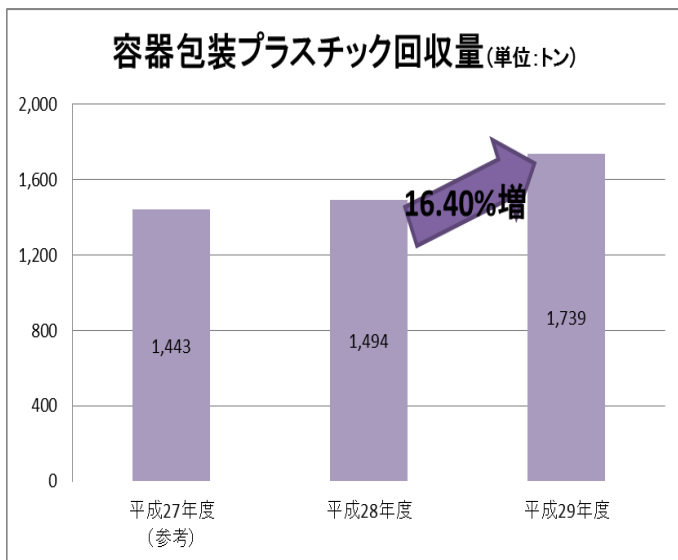
更なるごみの減量のため、生ごみの水切りや生ごみ処理機器購入費助成の活用等にご協力をお願いしていく。



**燃やせないごみ**は、約3%の減少となった。

有料化後は、燃やせないごみに捨てられていた容器包装プラスチックなどの資源物への分別排出が進んでいるが、平成29年度は有料化前の駆け込み排出という現象もあり、大きな減少とはなっていない。

スプレー缶やライターなどは有害ごみとして無料で出すことができることから、分別排出の徹底をお願いしていく。



容器包装プラスチックは、約16%の増加となった。これまで燃やせるごみや燃やせないごみに捨てられていた容器包装プラスチックの分別が徹底されたことで増加したものと思われる。

容器包装プラスチックは、資源化する際に厳しい品質検査があることから、正しく分別することが求められている。今後、更なる品質基準の向上に向けた分別方法の再周知など、市民への協力をお願いしていく必要がある。

### (2) 1人1日当たりのごみ排出量

下表の表に示すとおり、平成28年度と平成29年度の「1人1日当たり」のごみ排出量について比較をすると16.5gの減少となっている。

「1人1日当たり」のごみ排出量は、数値が小さいほど、市民のごみ減量へのご協力や排出抑制の効果が表れることとなるが、市民のご理解、ご協力のもと、分別排出が進み、ごみの減量化・資源化が進んでいるものと考えられる。

自治体	1人1日当たりのごみ排出量 (単位:グラム)
東久留米市(27年度)	583.8
東久留米市(28年度)①	580.6
東久留米市(29年度)②	564.1
①と②の増減比較	-16.5
多摩地域平均(29年度)	580.0
西東京市(29年度)	544.4
清瀬市(29年度)	558.6

※毎年度の「1人1日当たり」の排出量は次の計算式により算出される。

$$\text{行政収集総量} \div (\text{各年10月1日の人口} \times 365 \text{日})$$

※持込ごみ量、集団回収量は含まれていない。

### (3) 排出抑制の効果についての検証結果

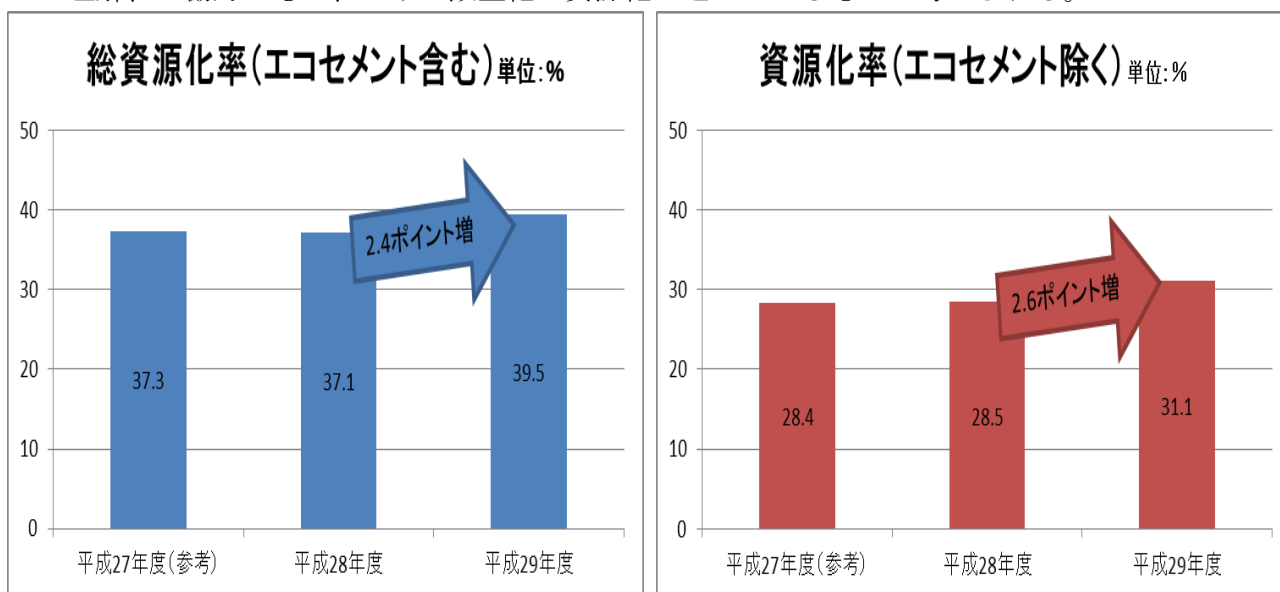
市では「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」において、平成33年度(2021年度)までに、「1人1日当たり」の排出量を505gとすることを目標に、市民のご理解、ご協力のもと、家庭ごみの減量化・資源化に取り組んでいるが、現時点で目標達成には至っていない。

平成29年度は半年間の実績となり、1年間を実績とした年度間での比較ができておらず、今後、目標達成に向け同様の減量効果が見込めるかの判断が難しく、平成30年度以降も引き続き検証をしていく必要がある。

## 2. 再生利用促進の効果について

### (1) 総資源化率の増減

下表の表に示すとおり、平成28年度と平成29年度の総資源率と資源化率について比較をすると、総資源化率は2.4ポイントの増となった。総資源化率については、エコセメントの原料となる焼却灰や、資源集団回収量も含まれて算出される。前年度と比較して、紙類や容器包装プラスチック、剪定枝の排出量などが増加し、燃やせるごみや燃やせないごみが減少したことにより、市民のご理解、ご協力のもと、ごみの減量化・資源化が進んでいるものと考えられる。



### (2) 再生利用促進の効果についての検証結果

市では「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」において、平成33年度(2021年度)までに、総資源化率を42.1%とすることを目標に、市民のご理解、ご協力のもと、家庭ごみの減量化・資源化に取り組んでいるが、現時点で目標達成には至っていない。

平成29年度は半年間の実績となり、1年間を実績とした年度間での比較ができておらず、今後、同様の分別排出による資源化が見込めるかの判断が難しいことから、平成30年度以降も引き続き検証をしていく必要がある。

## 3. 市民の意識改革について

### (1) 組成分析について(乾ベース)

次の表に示すとおり、平成28年度と平成29年度の組成分析について比較をすると、燃やせるごみの中の不燃物が2.4%、燃やせないごみの中の可燃物が9.5%と減少しているが、分別されていないものが混入していることが確認できる。また、燃やせるごみの中で紙類が43.4%と多くを占めているが、資源となる紙類も含まれている状況である。

### 燃やせるごみ

可燃物(%)	年度	紙類	厨芥	繊維	木・草	その他可燃物	合計	
	平成29年度	43.4	16.1	6.3	9.0	1.2	76.0	
	平成28年度	39.9	11.9	2.3	9.2	4.8	68.1	
不燃物(%)	年度	プラスチック	ゴム・皮革	金属	ガラス	土砂・陶磁器	その他不燃物	合計
	平成29年度	18.8	3.4	1.8	0.0	0.0	0.0	24.0
	平成28年度	20.8	1.3	5.3	0.5	4.0	0.0	31.9

### 燃やせないごみ

可燃物(%)	年度	紙類	厨芥	繊維	木・草	その他可燃物	合計	
	平成29年度	2.2	0.3	0.9	2.0	4.1	9.5	
	平成28年度	2.3	0.1	1.3	2.0	4.9	10.6	
不燃物(%)	年度	プラスチック	ゴム・皮革	金属	ガラス	土砂・陶磁器	その他不燃物	合計
	平成29年度	48.1	0.2	4.2	16.1	21.9	0.0	90.5
	平成28年度	42.9	0.5	3.0	22.8	20.2	0.0	89.4

※出典：多摩地域ごみ実態調査（平成29年度統計）より

### (2) 容器包装プラスチックの夾雑物の量

夾雑物とは、容器包装プラスチックとペットボトルについては、回収後、最後に人の手で選別作業を行い、汚れていて資源化に適さないものや、おもちゃなどのプラスチック製品が入ってしまっているものを取り除いたものである。

下表の表に示すとおり、平成28年度と平成29年度の容器包装プラスチックの夾雑物の量について比較をすると、約74tの増加となっており、再資源化事業所へ搬出する際の品質基準が一層強化されている状況の中で増加傾向にあり、正しく分別排出をしてもらうことが課題となっている。

年度	容器包装プラスチック 回収量	夾雑物の量
平成29年度	1,739 t	102.4 t
平成28年度	1,494 t	28.9 t

### (3) 市民の意識改革についての検証結果

有料化後、収集曜日や指定収集袋以外での排出、袋の種類が違うケースのほか、指定収集袋の中に多品目が混入し分別がされていない場合には、収集をせず案内シールを貼り、再度、分別をして排出していただくようお願いすることで意識改革に努めてきている。

なぜ案内シールが貼られたのかわからないといった問い合わせには、直接現地へ伺い説明をしているが、容器包装プラスチックの指定収集袋に貼られる場合が一番多く、主なものは、お弁当の容器に生ごみなど中身が入ったままであったり、汚れたまま排出されていたり、おもちゃやクリアファイルなどのプラスチック製品が入ってしまっていることなどがある。

また、分別が細かくなったとのご意見を伺うこともあるが、有料化前の分別方法からは大きな変更点はない中で、今後も更なる分別排出への意識向上に向けて定期的に、広報、ホームページ等によるお知らせや説明会などでの説明資料についても、わかりやすいものへと工夫に努め、引き続き分別排出へのお願いをしていく必要がある。

また、ごみは収集されてしまえばそれで終わりという意識になりがちとなるが、ごみの中には資

源となるものも含まれているといった意識を持つことで、排出者としての自覚と責任が生まれ、各家庭から出るごみを「生産－消費－廃棄（再生）」という大きな社会サイクルの中で捉えてもらえるように努めていく必要がある。

現在も、指定収集袋以外での排出や、正しく分別されていない状況も見受けられ、今後も、状況を把握しながら課題の解決に向け対応を図る。

#### 4. 不適正処理や不法投棄の防止について

##### (1) 不法投棄の処分状況について

下表の表に示すとおり、平成28年度と平成29年度のごみ対策課で処分をした不法投棄の件数については、58件の減少となり、市有地に不法投棄された場合、市が費用をかけて処分しているが減少傾向にある。

年度	ごみ対策課で処分をした不法投棄の件数	処分にかかった費用
平成29年度	22件	62,148円
平成28年度	80件	226,891円

##### (2) 不法投棄の対策について

不法投棄や指定収集袋以外での排出などの不適正排出について実施した対策は以下のとおりである。

###### ①旧集積所、道路、公園等への不法投棄

旧集積所への不法投棄については、案内シールを貼り、一定期間経過したものは、ごみ対策課職員が収集し、処理をしており、道路や公園等への不法投棄については、管理をしている部署に連絡し、対応を図っている。

###### ②共同住宅の集積所への不法投棄

共同住宅の集積所は、管理会社やオーナーが指定収集袋を用意して処理することとなり、担当職員の立会いのもと、中身を確認し本人が特定できた場合はごみ対策課職員が直接指導をしている。また、住まわれている方、管理会社やオーナー、ごみ対策課職員の三者で解決策を話し合い、ポスティング、集積所への不法投棄は違法行為であることや指定収集袋での分別排出についての貼り紙、鍵付きの収集容器や集積場所の変更などの対策を図っている。

###### ③農地や駐車場などの私有地への不法投棄

管理会社や地権者が指定収集袋を用意して処理することとなり、ごみ対策課職員の立会いのもと、中身を確認し本人が特定できた場合はごみ対策課職員が直接指導をしている。また、許可があれば、農地や駐車場等に不法投棄は違法行為であることの貼り紙などの対策を図っている。

##### (3) 不適正処理や不法投棄の防止についての検証結果

問い合わせの内容は、コンビニエンスストアで購入した弁当などが入ったものや通勤途中で自宅に缶やごみが投げ捨てられるといった内容が多く、ごみ対策課職員が現地で確認する中で、家庭から出る生ごみなどが含まれているものは少ない。

有料化実施当初は、問い合わせは増加したが、現在は減少傾向にある。これまで、拾ったものを集積所に置いておけば収集がされていたが、自宅へ持ち帰り指定収集袋へ入れなければならなくなったことが要因の一つとして挙げられ、不法投棄が大幅に増えたということではないと考える。

不法投棄は違法行為であるが、市民の日頃からのごみを投棄されない環境づくりへのご協力をお願いしていくとともに、担当部署として、不法投棄のパトロール、市民からの通報への迅速な対応に努めていく必要がある。

また、不法投棄は違法行為であることについて、今後、広報・ホームページなどを工夫し、周知を図っていく必要がある。

## 5. 平成29年度のごみ処理経費について

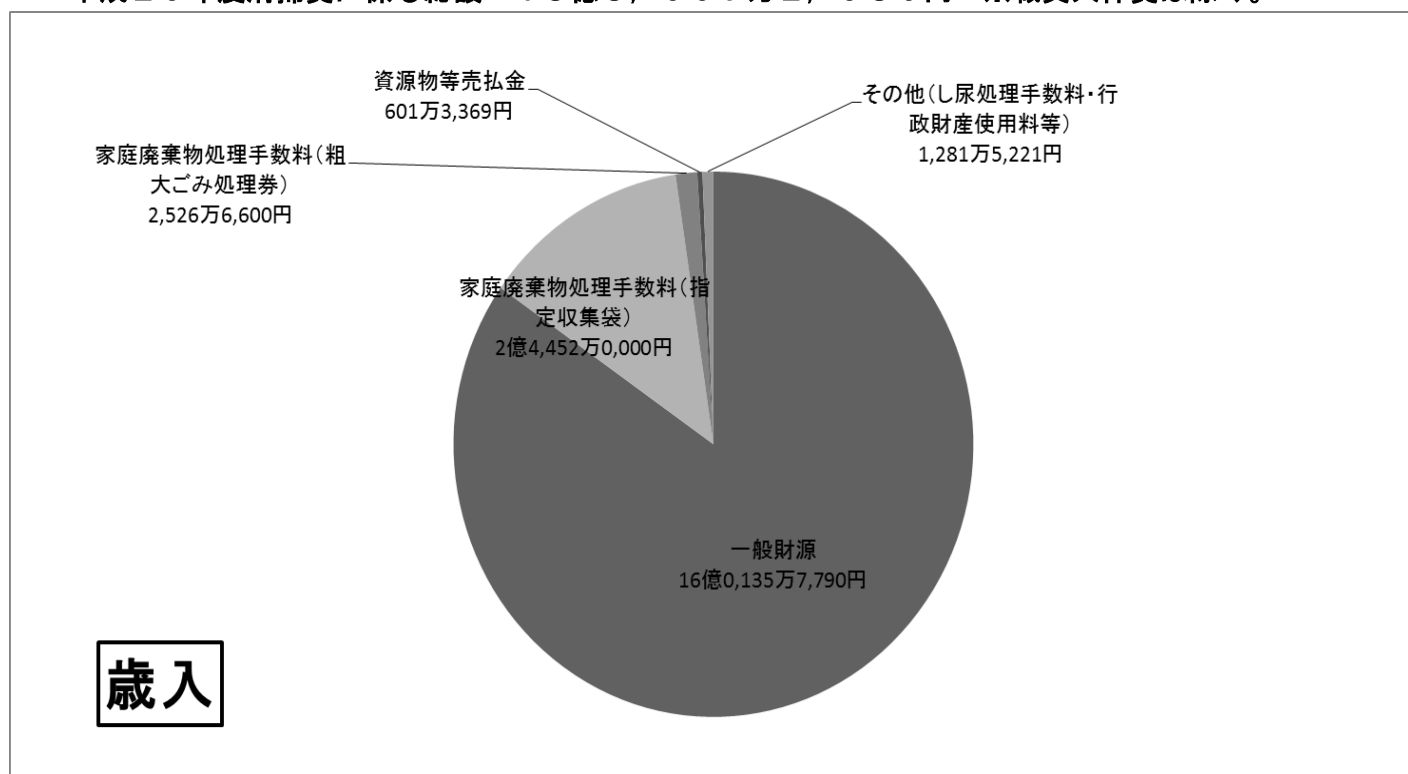
### (1) 平成29年度決算状況について

以下の表に示すとおり、平成29年度の人件費を除く清掃費の歳入歳出合計は、それぞれ18億8,997万2,980円となった。歳出では、収集委託料、中間処理施設である柳泉園組合の負担金、最終処分場の東京たま広域資源循環組合の負担金などのごみ処理に係る主な経費の合計で15億8,383万2,079円と多くを占めている。

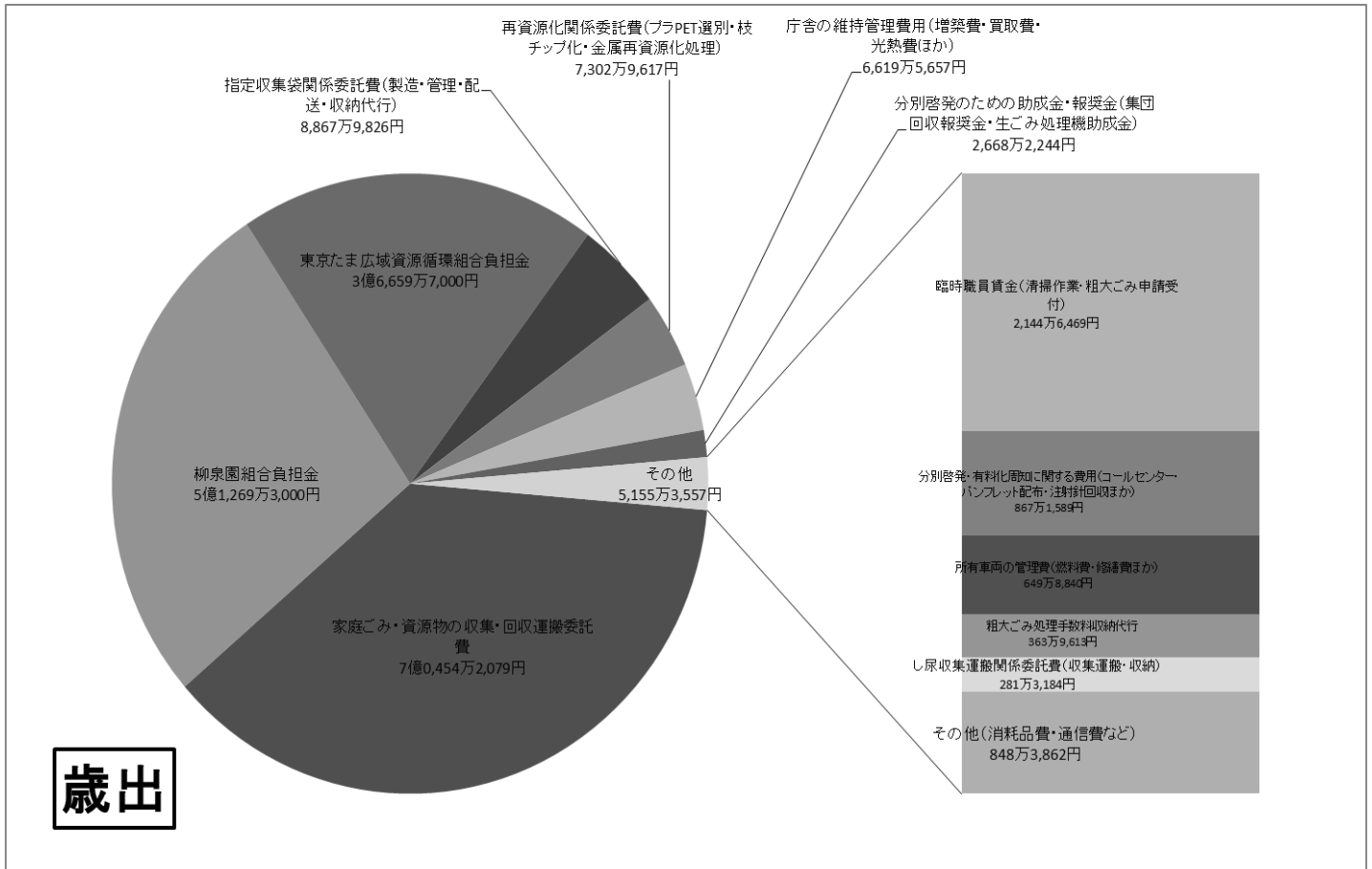
平成29年度の清掃費には、ごみ対策課仮設庁舎、増築に係る経費をはじめ、コールセンターに係る経費など家庭ごみ有料化の実施に伴う費用などの一時的な経費も含まれている。

歳入の内訳は、市税や交付金などの一般財源が16億135万7,790円と多くを占めており、指定収集袋の収集手数料は、2億4,452万円となったが平成29年度については家庭ごみ有料化が年度途中からの実施となっており、1年間での実績とはなっていない状況だが、ごみ処理に係る経費の一部へ充てている。

**平成29年度清掃費に係る総額 18億8,997万2,980円 ※職員人件費は除く。**







(2) 平成29年度東久留米市商工会から販売店への納品状況

下表に示すとおり、販売店へ納品されたことによる指定収集袋の収集手数料は、2億4,452万円となったが、指定収集袋に係る経費の内訳は、製造に係る経費が6,625万7,298円、管理・配送・収納代行に係る経費が657万7,632円、取扱店への手数料が1,584万4,896円の合計8,867万9,826円となっている。

有料化実施当初に、一部の指定収集袋に在庫不足が生じたことにより、市民をはじめ販売店に大変ご迷惑をかけることとなったが、現在は、市商工会と連携し、安定供給が図られている。

		指定収集袋種類									合計
		可燃_40	可燃_20	可燃_10	可燃_5	不燃_20	不燃_10	容プラ_40	容プラ_20	容プラ_10	
市商工会 納品数	総箱数(箱)	2,735	6,000	4,896	3,148	2,743	2,600	2,963	4,215	2,534	31,834
	総セット数(セット)	68,375	150,000	122,400	78,700	68,575	65,000	74,075	105,375	63,350	795,850
	総枚数(枚)	683,750	1,500,000	1,224,000	787,000	685,750	650,000	740,750	1,053,750	633,500	7,958,500
	×箱単価(円)	54,700,000	60,000,000	24,480,000	7,870,000	27,430,000	13,000,000	29,630,000	21,075,000	6,335,000	244,520,000

### (3) 排出量から算出した廃棄物手数料の負担について

次の表に示すとおり、東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画では、平成26年度の排出量の実績をもとに減量効果を見込み算出し、平成29年度の1人当たりの年間負担額を2,170円と設定していたが、平成29年度半年間の実績では975円となった。

品目	排出量 (g/日)	半年間排出量 (g)	1L当たりの容量 (g/L)	平成29年10月から平成 30年3月推量(L)	L単価 (円)	負担額 (円)	
燃やせるごみ	311.9	56,765.8	210	271	2	542	
燃やせないごみ	33.7	6,133.4	40	154	2	308	
容器包装プラスチック	41.0	7,462.0	60	125	1	125	
↑平成29年10月から平成30年3月実績						1人当たりの半年間負担額	975
						1世帯当たりの半年間負担額	2,145
						1世帯当たりの月間負担額	358

## 6. 収集体制について

### (1) 近隣市の収集頻度について

下表に示すとおり、収集体制については、近隣市において全品目を毎週収集している市はない状況である。当市において、平成28年10月からの燃やせるごみと布類、平成29年7月からの小型廃家電類を除く全品目の戸別収集を市民のご理解・ご協力のもと、段階的に実施をした。また、戸別収集に伴う収集車両の増車などの収集・運搬にかかる課題について、1台の車両で同時に複数品目を収集すること、排出時間を収集日当日の午前8時半までとすることや排出量の制限を設けることなど、これまでの収集頻度を維持していく体制とした。

実施当初の数日は、収集時間が午後5時を超えてしまうことがあったが、現在は、収集する品目により、収集時間が変動することもあるが、ごみ量に関わらず収集漏れに注意をしながら必ず全地域を回っており、全ての品目で概ね午後4時半までに収集は終了している状況である。

小型廃家電類や廃食油など新たな収集品目を含めた新たな収集体制については、費用対効果を鑑みて検討していく必要がある。

市名	収集方法	可燃	不燃	容プラ	PET	びん	缶	紙・布類	有害	小型家電	廃食用油	金属類
東久留米市	小型廃家電類を除く 全品目戸別収集	週2回	週1回	週1回	週1回	週2回	週1回	週1回	週1回	拠点回収	なし	なし
清瀬市	ステーション収集	週2回	2週に1回	週1回	拠点回収	週1回	週1回	週1回	拠点回収 (スプレー缶・ライターは 不燃の日2週に1回)	拠点回収	なし	なし
西東京市	可燃・不燃・プラのみ戸別収集 資源物はステーション収集	週2回	2週に1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	2週に1回 (スプレー缶・ライターは びん・缶・PETの日週1回)	月1回	月1回	月1回
東村山市	小型廃家電類を除く 全品目戸別収集	週2回	月1回	週1回	週1回	週1回	週1回	2週に1回	週1回	拠点回収	なし	なし
小平市	小型廃家電類を除く 全品目戸別収集	週2回	4週に1回	週1回	2週に1回	2週に1回	2週に1回	2週に1回	2週に1回	拠点回収	なし	なし

※小平市は平成31年4月より実施予定である戸別収集実施後の収集頻度

## 7. まとめ

平成29年度の家庭ごみ有料化を実施し、ごみや資源物の排出量については総体的に減少傾向にあり、ごみの減量化・資源化に一定の効果があったと考える。

しかしながら、「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」においては、平成33年度（2021年度）までに、「1人1日当たり」のごみ排出量を505g、総資源化率を42.1%とすることを目標としており、目標達成には至っていない状況である。

平成30年度より1年間分の実績が把握でき、その後は年度ごとの比較ができることとなるが、今後も、有料化後の状況変化等にも注視しながら家庭ごみ有料化制度が定着していくかについての検証を毎年度行っていく必要がある。